

大財第 7564号

公示送達書

令和 8年 7月10日

大阪市長

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、当市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

同条第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

氏 名 又 は 名 称	
1	陳 力燕
2	有限会社エスアンドケー
3	武佐 桂一
4	白坂 真一郎
5	松田 興七 (松田 興七 外6名 分)
6	有限会社京町興産
7	趙 国强
8	童 和申
9	藤田 朋子
10	有限会社三愛社
11	小川 泰史
12	瀧口 恒美
13	川邊 時子
14	北村 昂樹
15	松永 大河

氏 名 又 は 名 称	
16	株式会社日本精進不動産
17	絹谷 章子
18	通玄株式会社
19	向井 崇人
20	田中 春二
21	山本 万里子
22	竹本 忠
23	西原 宏軌
24	田口 喜将
25	井上 貴江
26	吉井 倉信 (吉井 倉信 外5名 分)
27	角本 邦博
28	佐藤 祐子
29	石 成
30	金田 貴宏
31	幸島 雄太
32	株式会社エリカコーポレーション
33	株式会社青葉興業
34	和泉 有紀
35	大平 純也

[illegible]